

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 監査等の種類 | 定期監査及び行政監査 |
| 2 | 監査の対象 | 上下水道事業部
令和7年度分 必要に応じて令和8年度分 |
| 3 | 監査の着眼点 | 令和8年度 公営企業会計定期監査及び行政監査実施計画
(以下「実施計画」という。)に定める着眼点による |
| 4 | 監査の実施場所 | 実施計画に定める実施場所 |
| 5 | 監査の日程 | 令和8年5月27日～令和8年7月22日 |
| 6 | 監査の結果 | |

岐阜市監査基準に準拠し監査を実施したところ、次のような事項が見受けられたので、改善に努めるとともに、検討されたい。

上記の事項以外については、おおむね適正に処理されているものと認められた。

なお、軽微な事項については、別途指示した。

(上下水道事業部)

[指摘事項]

(1) 適正な事務執行について

下記のア及びイに掲げる事案において、企業管理規程に収納事務を委託できる収入を定めないまま私人に収納事務を委託していたほか、検定有効期間を経過した水道メーターが多数存在するなど、地方自治法、地方公営企業法、計量法その他の関係法令等に基づく委託手続及び水道メーターの管理が十分でないものが認められた。今後は、地方自治法等の趣旨を踏まえ、企業管理規程に収納事務を委託できる収入を定め、その範囲内で指定公金事務取扱者を指定した上で収納事務を委託するとともに、検定有効期間を経過した水道メーターを速やかに取り替え、委託事務の履行状況及び委託料の妥当性を適切に検証するなど、関係法令等を遵守し、適時かつ適正に事務を執行されたい。

ア 令和5年の地方自治法改正により、公金事務の私人委託制度が大幅に変更された。改正前は、地方自治法第243条において公金の徴収、収納又は

支出の権限を私人に委任することが原則として禁止されており、法律又は政令に特別の定めがある場合のみ例外的に認められていた。地方自治法施行令第 158 条第 1 項では、使用料等について収入確保と住民便益増進に寄与する場合に限り私人委託が可能とされ、地方公営企業法第 33 条の 2 でも一定条件下での委託が認められていたが、いずれも例外的な制度であった。

改正後は、地方自治法第 243 条の 2 第 1 項により指定公金事務取扱者制度が導入され、普通地方公共団体の長が指定した者に公金の徴収、収納又は支出事務を委託できる仕組みに変更された。同法第 243 条の 2 の 5 第 1 項では、収納事務を委託できる歳入等を、指定公金事務取扱者による収納が収入確保と住民便益増進に寄与すると認められるもの等のうち、普通地方公共団体の長があらかじめ定めるものに限定している。つまり、全ての収入が当然に対象となるのではなく、事前に普通地方公共団体の長が定めた範囲内でのみ委託が可能である。

地方公営企業についても、改正後の地方公営企業法第 33 条の 2 及び地方公営企業法施行令第 26 条の 4 により、指定公金事務取扱者制度に関する地方自治法等の規定が準用されることとなった。これにより地方公営企業においても、企業管理規程等で収納事務を委託できる収入をあらかじめ定める必要が生じた。

経過措置として、改正前から適法に委託していた事務については令和 8 年 3 月 31 日まで従前の例により継続可能であるが、令和 8 年 4 月 1 日以降は指定公金事務取扱者制度による必要がある。その際、規程に委託する収入を定める必要がある。

岐阜市の上下水道事業部では、岐阜市上下水道営業関連業務委託契約、岐阜市水道料金等未収金回収業務委託契約及び岐阜市水道料金等コンビニエンスストア等収納業務委託契約により水道料金等の徴収・収納を委託しているが、地方公営企業法で準用される地方自治法の趣旨を踏まえれば、企業管理規程で収納を委託できる収入を定めた上で、その範囲内で指定公金事務取扱者を指定し収納事務を委託すべきである。しかしながら、企業管理規程において委託する収入を整備していない状況であった。

イ 計量法第 72 条第 2 項は、構造、使用条件、使用状況等からみて、検定について有効期間を定めることが適当であると認められるものとして政令で定める特定計量器の検定証印の有効期間（以下「検定有効期間」という。）については、その政令で定める期間とし、その満了の年月を検定証印に表示する旨規定している。また、計量法施行令第 18 条は、特定計量器の有効期間は別表第 3 のとおりとする旨規定しており、同表において、水道メーターの有効期間は 8 年とされている。

また、地方自治法第 234 条の 2 は、普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない旨規定している。さらに、岐阜市上下水道事業部徴収事務等委託規程第 10 条は、管理者は、定期又は臨時に、受託者の保管する公金及び関係書類の検査をする旨規定している。

しかしながら、営業課担当職員と利用者との相談において、検定有効期間が経過している水道メーターが存在することが判明したことを契機として、市において水道メーターの検定有効期間の調査を実施したところ、検定有効期間を経過した水道メーターが 1,649 件確認された。

また、市は、メーター管理業務を業者に委託しており、毎月開催する受託事業者との実績報告会及び毎年度末に受託事業者に対して実施する検査において、計画した水道メーターの取替えの進捗状況を確認するとともに、検定有効期間を経過した水道メーターの解消に向けて指導を行ってきたものの、再委託先の取替業者の不足及び利用者との調整に期間を要したこと等により、改善には至らなかったにもかかわらず、「検査結果合格」として委託料を満額支払っていた。

（２）適正な公用車の管理について

下記のアからウまでに掲げる事案において、運転日誌が作成されていない

もの、安全運転管理者等として定められた者以外の者が酒気帯びの有無を確認しているもの及びその確認記録の様式や管理が適切でないものが認められた。今後は、運転日誌を適切に作成するとともに、安全運転管理者等による酒気帯びの有無の確認及び記録が確実に行われるよう、実施体制及び記録様式を整備し、道路交通法、道路交通法施行規則及び岐阜市上下水道事業部公用車管理規程を遵守し、適正に公用車を管理されたい。

ア 道路交通法第 74 条の 3 第 2 項は、安全運転管理者は、自動車の安全な運転を確保するために必要な当該使用者の業務に従事する運転者に対して行う交通安全教育その他自動車の安全な運転に必要な業務で内閣府令で定めるものを行わなければならない旨規定し、道路交通法施行規則第 9 条の 10 第 8 号は、安全運転管理者は、運転者名、運転の開始及び終了の日時、運転した距離その他自動車の運転の状況を把握するため必要な事項を記録する日誌を備え付け、運転を終了した運転者に記録させる旨規定している。

また、岐阜市上下水道事業部公用車管理規程第 16 条第 4 号において、運転者は、公用車の運転前及び運転後点検を行うとともに、運転状況について、運行終了後、運転日誌(様式第 2 号)に記録する旨記載されている。

しかしながら、上水道事業課、下水道事業課及び維持管理課において、離席簿はあるものの、運転日誌が作成されていないものがあった。

イ 道路交通法第 74 条の 3 第 2 項は、安全運転管理者は、自動車の安全な運転を確保するために必要な当該使用者の業務に従事する運転者に対して行う交通安全教育その他自動車の安全な運転に必要な業務で内閣府令で定めるものを行わなければならない旨規定し、道路交通法施行規則第 9 条の 10 第 6 号及び第 7 号の規定により、安全運転管理者に、運転者に対する酒気帯びの有無の確認及びその結果の記録が義務付けられている。

令和 7 年度、上下水道事業部においては、岐阜市水道事業及び下水道事業管理者が維持管理課長を安全運転管理者、上水道施設課課長補佐を副安全運転管理者に任命している。

また、「安全運転管理者による運転者に対する点呼等の実施及び酒気帯び

確認等について（通達）」（令和 6 年 12 月 27 日付け警察庁丁交企発第 352 号ほか）の 2(5) より、酒気帯び確認は安全運転管理者が行うことが原則であるが、安全運転管理者が不在である、他の業務により酒気帯び確認を行う時間を十分に確保できないなど、安全運転管理者による酒気帯び確認を適切に行うことができないおそれがある場合には、安全運転管理者が、副安全運転管理者、酒気帯び確認の業務を委託した事業者その他安全運転管理者の業務を補助する者（以下「補助者」という。）に酒気帯び確認を行わせることは差し支えない。この場合において、安全運転管理者は、あらかじめ補助者とする者を指定した上で、当該指定した者に対し、指導・教育を行うことにより、補助者に酒気帯び確認を行わせる場合であっても、安全運転を確保するために必要な対応が確実にとられることが必要である旨規定している。

さらに、岐阜市上下水道事業部公用車管理規程第 13 条は、安全運転管理者が設置されない課又は所においては、公用車管理者が、安全運転管理者の職務を行う旨規定しており、同規程第 3 条は、公用車管理者である各公用車を所管する課長又は所長が当該職務を担う責務を負う旨規定している。

しかしながら、安全運転管理者、副安全運転管理者、補助者又は公用車管理者以外の者が、酒気帯びの有無の確認及び記録を行っていた。

ウ 上下水道事業部においては、運転前及び運転後の酒気帯びの有無の確認について、当該確認を記録するための運転日誌の様式となっていないことから、離席簿に酒気帯びの有無の確認に係る記録欄を設けることにより、当該確認及び記録を行っている。

道路交通法第 74 条の 3 第 2 項は、安全運転管理者は、自動車の安全な運転を確保するために必要な当該使用者の業務に従事する運転者に対して行う交通安全教育その他自動車の安全な運転に必要な業務で内閣府令で定めるものを行わなければならない旨規定している。

また、道路交通法施行規則第 9 条の 10 第 6 号は、安全運転管理者は、運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対し、酒気帯びの有無について、当該運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器

を用いて確認を行う旨規定し、同条第 7 号は、前号の規定による確認の内容を記録し、及びその記録を 1 年間保存することを義務付けている。

さらに、同条第 8 号は、運転の開始及び終了の日時その他必要な事項について運転者に記録させる旨規定しており、酒気帯びの有無の確認に係る記録と運転者による運転状況等の記録とは、記録主体及び保存管理主体を異にするものとして整理されている。

しかしながら、上下水道事業部において使用されている離席簿では、公用車の運転前後の酒気帯びの有無の確認に係る記録欄が「確認及び離席・復席時刻」として設けられており、酒気帯びの有無の確認の実施時刻と離席・復席時刻を区別することなく記録する様式となっていた。

このため、法令に基づき安全運転管理者等が記録し保存すべき酒気帯びの有無の確認に係る記録と、運転者本人による離席又は復席に係る記録とが同一の帳票上で管理される状態となっており、酒気帯びの有無の確認が運転の前後の適切な時期に実施されたか否かを客観的に検証することが困難となっていた。

また、安全運転管理者等による確認、記録及び保存の実施状況を適切に管理及び検証することが困難な状況となっていた。

(水道事業)

[指摘事項]

(1) 未収金の回収について

ア 水道料金の過年度未収金は、令和 8 年 3 月末現在で 9,253 件、41,019,881 円であり、前年度末と比較して 2,665 件、7,544,690 円の増である。

今後とも、現年度未収金の早期回収を図ることで過年度未収金の発生を抑制するとともに、過年度未収金の早期回収に努められたい。

イ 給水管破損に係る弁償金の過年度未収金は、令和 8 年 3 月末現在で 1 件、154,091 円であり、前年度末と同額である。

過年度未収金の早期回収に向けた対策を検討し、必要な措置を講じられたい。

(2) 適正な財務会計事務の執行について

履行保証制度事務取扱要領第 10 条第 3 項は、工事に係る契約保証金の還付を工事完成検査終了日の翌日から起算して 30 日以内に完了する旨規定している。

しかしながら、上水道事業課においては、令和 7 年 3 月 27 日に配水管布設工事の完成検査を実施しており、その翌日から起算して 4 月 28 日までに契約保証金 824,410 円を返還する必要があったにもかかわらず、返還が行われていなかった。

その後、5 月 16 日に工事受注者から契約保証金の返還についての問合せがあり、未返還であることが判明し、5 月 19 日に返還された。

今後は、履行保証制度事務取扱要領を遵守するとともに、同様の事案が発生しないよう、チェック機能の強化による再発防止に取り組み、適正な財務会計事務に努められたい。

(下水道事業)

[指摘事項]

(1) 未収金の回収について

下水料金の過年度未収金は、令和 8 年 3 月末現在で 18,291 件、119,396,218 円であり、前年度末と比較して 605 件の増、5,309,038 円の減である。

また、受益者負担金の過年度未収金は、令和 8 年 3 月末現在で 1,167 件、3,766,048 円であり、前年度末と比較して 31 件、268,235 円のそれぞれ減である。

今後とも、現年度未収金の早期回収を図ることで過年度未収金の発生を抑制するとともに、過年度未収金の早期回収に努められたい。

(2) 適正な財務会計事務の執行について

地方公営企業法第 26 条第 2 項ただし書は、「支出予算の金額のうち、年度内に支出の原因となる契約その他の行為をし、避け難い事故のため年度内に支払義務が生じなかつたものについては、管理者は、その金額を翌事業年度

に繰り越して使用することができる」と規定している。

したがって、同項ただし書に基づく事故繰越は、当初契約等が行われたものの、その後に発生した避け難い事故により、年度内に支払義務が生じなかった場合に認められるものであり、契約締結時点において、既に年度内に履行が完了しないことが予見されていたものを事故繰越として処理することはできない。

しかしながら、「加野 7 丁目下水管渠布設工事（その 2）」について、令和 6 年度予算が令和 7 年度へ繰り越されているが、当初契約における契約期間を令和 7 年 3 月 27 日から令和 7 年 7 月 15 日までとしており、当初契約締結時点で、年度内に履行が完了しないことを予見していたものである。また、「折立ほか下水管渠布設工事」について、令和 7 年度予算が令和 8 年度へ繰り越されているが、当初契約における契約期間を令和 7 年 12 月 9 日から令和 8 年 6 月 30 日までとしており、上記「加野 7 丁目下水管渠布設工事（その 2）」と同様である。

今後は、地方公営企業法に基づき、事故繰越の趣旨を十分に踏まえ、適正な財務会計事務の執行に努められたい。

（3）事故の防止について

労働安全衛生規則第 151 条の 74 第 1 項第 2 号は、最大積載量が 2 トン以上 5 トン未満であって、荷台の側面が構造上開放されているもの又は構造上開閉できる貨物自動車に荷を積む作業又は当該貨物自動車から荷を卸す作業を行うときは、墜落による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に保護帽を着用させなければならない旨を規定している。また、同条第 2 項は、当該作業に従事する労働者は、保護帽を着用しなければならない旨を規定している。

また、同規則第 151 条の 11 第 1 項は、車両系荷役運搬機械等（フォークリフト等）の運転者が運転位置から離れるときは、フォーク等の荷役装置を最低降下位置に置くこと等を事業者に義務付けており、同条第 2 項は、運転者自身にも同様の措置を講じなければならない旨を規定している。

しかしながら、令和 7 年 10 月 23 日、北部プラント敷地内において、最大積

載量2トンのトラックに使用済みフレコンバッグを積み込む作業を行っていた職員が、フォークリフトを使用して積荷を奥に寄せた後、フォークを上げたまま運転位置を離れ、積荷の隙間から出ようとした際、上げたままのフォークに気が付かず、頭部をフォークの角に強打し、頭部切傷を負った。

当該作業は、荷台の側面が構造上開閉できる最大積載量2トンの貨物自動車への積荷作業であり、作業に従事する職員は保護帽（ヘルメット）（以下「ヘルメット」という。）を着用する必要があったが、当該職員はヘルメットを着用していなかった。また、フォークリフトの運転位置を離れる際に、フォークを最低降下位置に置く措置が講じられていなかった。

今後は、労働安全衛生規則を遵守し、同様の事故が起こらないよう安全管理を徹底されたい。

（上下水道事業部）

〔意見事項〕

（１）一者随意契約について

岐阜市水道料金等未収金回収業務委託契約については、初年度に公募型プロポーザル方式により受託候補者の弁護士法人を選定し、その後毎年度、同法人と単年度の一者随意契約を締結している。令和8年度も契約締結済みであり、一者随意契約の根拠は地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の「契約の性質又は目的が競争入札に適しないもの」とされている。

弁護士法人による未収金回収業務は、法的対応能力、債務者対応、個人情報保護体制等を総合評価する必要がある、価格のみの競争入札に適しない面がある。このため、初年度の公募型プロポーザル方式の実施には一定の合理性が認められる。

しかし、2年目以降は改めて公募を実施せず、同一法人と単年度契約を反復している。また、一者随意契約理由が初年度は「公募型プロポーザルにより選定」、2年目以降は「受託者変更により滞納者に混乱を招く」と変わっており、一貫性を欠いている。

受託者変更による滞納者対応の問題は、本来複数年契約や引継ぎ等により解消すべき事項であり、他の地方公共団体で同種業務を受託する弁護士法人

も存在することから、「滞納者に混乱を招く」という理由のみでは一者随意契約理由として十分とはいえない。

一方、岐阜市水道料金等未収金回収業務委託事業者選定公募型プロポーザル実施要領及び仕様書には令和 10 年 12 月まで毎年度単年度契約を締結する旨の記載があり、実質的には同一事業者との契約継続を予定している。

本業務は成功報酬制であり、各年度に個別依頼し回収時に委託料が発生する建付けであれば、債務負担行為を設定していないことのみで直ちに違法・不適切とはいえない。ただし、その場合であっても毎年度の契約締結時に、過去のプロポーザル結果を当然に援用するのでなく、引き続き、同一事業者を随意契約の相手方とする具体的かつ客観的な随意契約理由とする必要がある。

未収金回収業務は継続的対応が必要な業務であり、同一受託者による段階的対応が業務の性質に適合する面もあり、現在の契約は単年度契約の形式を採りながら実質的には複数年度契約継続を予定しているが、契約方法の整理が不十分である。

今後は、毎年度契約の必要性や随意契約理由等を検証し、複数年度の継続委託が必要なら債務負担行為を設定した上で複数年契約とすることを検討し、契約期間満了時等には改めて公募を実施し、契約の透明性・公平性向上に努められたい。